

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款39条の規定に基づき、公益財団法人日中友好会館（以下「この法人」という。）の賛助会員（以下「会員」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。また、会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 会員の組織名称は「日中友好後楽会（以下「本会」という。）」と称する。

(会員資格の取得)

第3条 この法人の目的及び事業に賛同する法人・個人でこの法人の所定の手続きを経て第4条に定める会費を納めたものは会員になることができる。

2 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第4条 会員が納める年会費（期間1年）は、次のとおり定める。

(1) 法人会員 12万円 1口

(2) 個人会員 3千円 1口

2 会費の納入は、前納を原則とする。ただし、特に申し出のある場合は、年2回の分割納入を認めるものとする。

(会員の特典)

第5条 会員は、次の特典を享受することができる。

(1) この法人の刊行物の無料配布

(2) この法人の施設利用の優遇措置

(3) その他この法人が定める特典

(会費の用途)

第6条 第4条の会費は、原則として当該年度の会員相互友好事業に使用する。

(除名)

第7条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事長は除名することができる。

(1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき

(2) 正当な理由がなく会費を1年分以上滞納したとき

2 除名の通知を受けた当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 会員はいつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、公益財団法人の設立登記の日から施行する。（平成23年5月13日 理事会決議）

この規程は、2024年（令和6年）6月3日から改定施行する。